

令和7年秋の全国交通安全運動広島県実施要綱

1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣にするとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 令和7年9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 令和7年9月30日(火)

3 スローガン（広島県交通安全年間スローガン）

『てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ』



4 運動重点

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

5 運動の進め方

主催機関、団体、県、市町及び協賛団体は、相互に連携を密にして、それぞれの実情に即した実施計画を策定する。

地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育や街頭キャンペーンなどの諸活動を展開する。

各種広報媒体（テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ、SNS、ポスターなど）を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開する。

主催機関、団体の職員に対し、運動の趣旨を周知して、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、率先して模範的な交通行動をしめすよう特段の配慮をする。

諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行う際には、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努める。

～ 日を定めて実施する運動日 ～

- ・ 毎月1日は「自転車安全利用の日」
- ・ 毎月10日は「高齢者の交通安全の日」
- ・ 毎月20日は「飲酒運転根絶の日」

運動重点の推進項目

Ⅰ 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣類等の着用促進

(1) 歩行者の交通ルールを理解・遵守の徹底

ア 歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横臥など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進

イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進



ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進

オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の交通事故防止対策

ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

イ 通学路、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進

ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

オ 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進



2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

(1) ながらスマホの根絶

ア 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進

イ 業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(2) 飲酒運転の根絶

ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

(3) 妨害運転等の防止対策

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(4) 夕暮れ時以降の交通事故防止対策

ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進

イ 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進

ウ 夜間の対向車や先行車がいらない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

(5) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

イ 横断歩道等に歩行者等がいらないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進

エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(7) 高齢運転者の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進



(8) 二輪車の運転者に対する広報啓発

ア 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかりと締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知

ア 令和8年4月1日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進

ウ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進

エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果

に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進

ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進



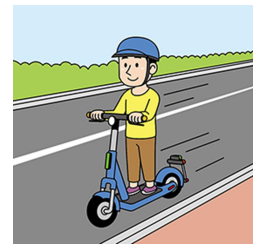
エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進

オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

ア シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進

イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進



主催 広島県交通対策協議会（31団体）

広島地方検察庁、中国運輸局、第六管区海上保安本部、広島労働局、中国地方整備局、広島県市長会、
広島県町村会、広島市、広島県教育委員会、広島県警察本部、広島県環境県民局、広島県健康福祉局、
広島県土木建築局（土木局長）、広島県土木建築局（都市技術審議官）、
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本高速道路株式会社中国支社、
本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター、広島県道路公社、広島高速道路公社、
公益財団法人 広島県交通安全協会、一般社団法人 広島県安全運転管理協議会、
一般社団法人 広島県指定自動車学校協会、広島県交通安全母の会、広島県二輪車普及安全協会、
一般社団法人 日本自動車連盟広島支部、公益社団法人 広島県バス協会、
一般社団法人 広島県タクシー協会、広島県個人タクシー協会、公益社団法人 広島県トラック協会、
公益財団法人 広島県老人クラブ連合会、自動車安全運転センター広島県事務所

交通安全運動協賛・後援団体（順序不同）

協賛団体（75団体）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会広島県支部、広島県観光連盟、広島県PTA連合会、中国地方鉄道協会、広島駐車協会、
広島地方通運業連盟、広島県レンタカー協会、軽自動車検査協会広島主管事務所、広島県生命保険協会、広島県医師会
日本道路交通情報センター広島センター、広島県自転車協同組合、損害保険料率算出機構広島自賠責損害調査事務所、
広島県社会福祉協議会、広島県身体障害者団体連合会、広島県リハビリテーション協会、広島県歯科医師会、
広島県消防協会、日本建設業連合会中国支部、広島県公立高等学校長協会、広島県高等学校PTA連合会、
広島県農業協同組合中央会、日本道路建設業協会中国支部、広島県建設工業協会、広島県土木協会、
広島県建設業協会連合会、広島県労働基準協会、建設業労働災害防止協会広島県支部、日本損害保険協会中国支部、
広島県公民館連合会、広島県地域女性団体連絡協議会、海上保安協会広島地方本部、中国旅客船協会連合会、
中国地方海運組合連合会、広島県ろうあ連盟、広島県肢体障害者連合会、広島県私立中学高等学校協会、
広島県保育連盟連合会、広島県私立幼稚園連盟、広島県自動車販売・整備団体交通安全対策推進協議会、
広島県青年連合会、広島青年会議所、青少年育成広島県民会議、広島県少年団体協議会、青少年赤十字広島県指導者協議会、
広島県自動車教習所協会、全国共済農業協同組合連合会広島県本部、広島県公立中学校長会、広島県中小企業団体中央会、
広島県二輪自動車協同組合、広島県経営者協会、広島県商工会連合会、広島県商店街振興組合連合会、広島弁護士会、
日弁連交通事故相談センター広島県支部、日本郵便株式会社中国支社、広島県生活衛生同業組合連合会、
広島県石油商業組合、自動車事故対策機構広島主管支所、広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県視覚障害者団体連合会、
広島県高速道路交通安全協議会、ひろしまこども夢財団、全標協広島県協会、広島市地域女性団体連絡協議会、
広島市交通安全母の会、広島県小売酒販組合連合会、日本二輪車普及安全協会広島支所、広島県商工会議所連合会、
広島県人権擁護委員連合会、広島県連合小学校長会、広島県行政書士会、マツダグループ交通安全普及協会連合会、
日本スポーツ振興センター広島支所、広島県広島市道路利用者会議

後援団体（17団体）

中国新聞社、朝日新聞社広島総局、毎日新聞広島支局、読売新聞社広島総局、産業経済新聞社広島総局、
日本経済新聞社広島支局、山陽新聞社広島支社、日刊工業新聞社広島総局、共同通信社広島支局、時事通信社広島支社、
NHK 広島放送局、中国放送、広島テレビ放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、デイリースポーツ広島支社、
広島エフエム放送